

スポーツジム等におけるパーソナルトレーニングによる事故及び健康被害に係る事故等原因調査について（経過報告）

2024年4月25日
消費者安全調査委員会

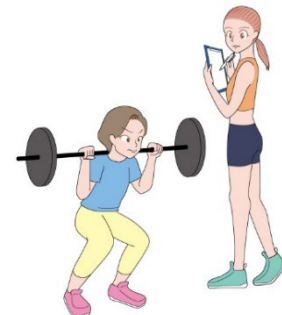
消費者安全調査委員会（以下「調査委員会」という。）は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第23条第1項の規定に基づき、スポーツジム等におけるパーソナルトレーニングによる事故及び健康被害について、2023年5月から事故等原因調査（以下「本件調査」という。）を進めてきたところであるが、事故の原因究明及び類似事故の再発防止策を検討するため、これまでの調査で得られた情報を基に更なる事実の確認や分析を行う必要がある。

本件調査については、当該調査を開始した日（2023年5月19日）から1年以内に事故等原因調査を完了することが困難であると見込まれる状況にあることから、同法第31条第3項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告¹する。

なお、調査委員会による調査は、事故の責任を問うために行うものではない。

1 本件調査を行うこととした理由

従来型の集団指導ではなく、「自分の体力や目標に合ったトレーニングを受けたい。」「自分用にカスタマイズされたメニューをこなしたい。」等と要望する消費者が増えている。このような中、注目を集めているのが、パーソナルトレーニングである。今後の拡大が見込まれるサービスであり（選定指針：公共性）、事故も年々増加傾向にある（選定指針：多発性）。また、個別にカスタマイズされる新しいトレーニングという性質上、サービス内容の把握が困難である。また、サービスの質はトレーナーの資質に委ねられる部分もあり、消費者による事故回避が困難といえる（選定指針：消費者による回避可能性）²。



そこで、調査委員会は事故等原因調査の対象として選定し、本件調査を開始することとした。調査の対象には、骨折等の負傷のみならず、例えば食事指導による内臓障害等も排除していない。なお、調査の実効性と効率性の観点から、独立行政法人国民生活センターの公表資料³も活用した。

¹ 本経過報告の調査内容は、現時点の調査結果に基づくものであり確定したものではない。

² 事故等原因調査等の対象の選定指針（平成24年10月3日消費者安全調査委員会決定）

³ 「パーソナル筋力トレーニング」でのけがや体調不良に注意！ーコロナ禍でより高まる健康志向や運動不足解消の意外な落とし穴！？ー（2022年4月21日）

2 本件調査の概要

調査委員会は、以下の方法により本件調査を行っている。

(1) 調査対象について

パーソナルトレーニングに係る法制度はなく、法的な定義は存在しない。また、各事業者がパーソナルトレーニングとして提供するサービスの内容も様々ではない。そこで現時点では、トレーナーから1対1で指導を受けるサービスのうち、運動不足解消やダイエット等を目的とした筋力トレーニングを中心とするもの（食事指導を含む。）を対象として、本件調査を行っている。今後、パーソナルトレーニングと呼ばれるサービスの提供要素と事故例を整理し、本件調査で対象とすべきパーソナルトレーニングの範囲を特定する。

(2) 事故情報の収集及び分析

事故情報データバンク⁴には、スポーツジム等におけるトレーニング全般に係る事故情報が、2018年から2023年までの6年間に505件⁵登録されている。このうち、調査対象（上記2（1）参照）に該当するものについて目検で精査して分類した。その結果、パーソナルトレーニング関連の事故は209件（この中で消費者安全法の重大事故等と認められたものは9件）、パーソナルトレーニング関連以外の事故は296件だった（図1）。図1が示すように、近年、パーソナルトレーニング関連の事故の割合が高まっている。

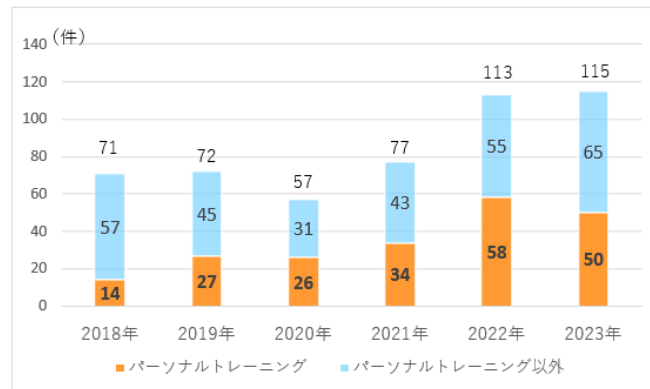


図1 事故情報データバンクに登録された事故件数の推移
(パーソナルトレーニング N=209、パーソナルトレーニング以外 N=296)

⁴ 「事故情報データバンク」は、消費者の生命・身体に被害を生じさせる事故等の発生、拡大の防止を図るために、行政機関や地方公共団体その他の関係機関が保有している消費生活において生じた事故等の情報を蓄積し活用するデータベース。事実確認（因果関係の精査等）を経ない情報を含む。消費者庁と独立行政法人国民生活センターによる共同管理運営。

⁵ 検索条件：フリーワード＝「ジム」「パーソナルトレーニング」「パーソナルジム」「プライベートジム」「スポーツジム」「トレーニングジム」等の「いずれかを含む（類義語を含む）」で検索した上、目検で精査して分類した。

また、パーソナルトレーニング関連の事故のうち61件（29％）は治療に1か月以上を要し（図2）、中には背骨や腰椎を骨折したという事案もあった。同トレーニング関連の事故の被害者を男女別にみると、女性が91％と圧倒的多数を占める。また、年代別では40歳代が最も多く（51件）、50歳代（41件）、30歳代（37件）、20歳代（33件）と続いた（図3）。

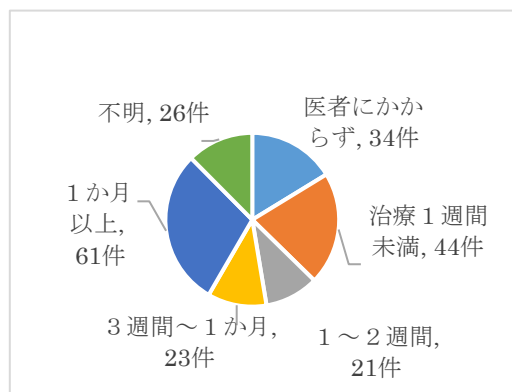


図2 傷病の程度
(パーソナルトレーニング N=209)

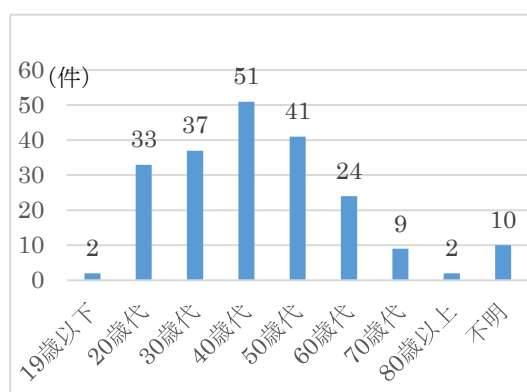


図3 被害者の年齢
(パーソナルトレーニング N=209)

表 事故情報データベースに登録された事故例

No.	事故発生年月	事故の概要	被害者年代
1	2022年7月	パーソナルジムでトレーニングを受けた際に膝の靭帯を損傷した。	40歳代
2	2023年10月	パーソナルジムの無料体験で指示された動作中に腰椎を圧迫骨折した。	50歳代

(3) 事故及び健康被害の実態調査

- ・事故情報データベースに掲載された事故情報の分析（上記2（2）参照）を行った。現時点の調査では、事故発生時の状況が不明確なケースが多いことが分かった。
- ・国内の主なフィットネス業界団体及び資格団体にヒアリングを行った。その結果、パーソナルトレーニングのサービス提供者は、業界団体に所属する事業者、独立系事業者、個人事業主など多様であることが分かった。また、トレーニング関連の資格が複数存在することが分かった。
- ・国内の事業者及びパーソナルトレーナーに対し、実態を確認するためのアンケートを予定している。現在、内容について検討中である。
- ・国内の事業者及びパーソナルトレーナーに対するヒアリングを実施中である。アンケートでは把握できない内容を中心に聞き取りを行っている。これまで

- の調査で、パーソナルトレーニングの定義が事業者によって異なること、パーソナルトレーナーの雇用関係や業務内容が様々であることが分かった。
- ・国内外の法令、規格基準、資格制度等について調査中である。

3 今後の調査

調査委員会では、引き続き行う事故情報分析、ヒアリング調査及びアンケート調査等で得られた情報により、パーソナルトレーニングによる事故及び健康被害の要因を明らかにして、消費者に提供されるサービスの安全が確保されるよう、再発防止策の検討を進める。